



お客様各位

平成 25 年 11 月吉日
信永海運株式会社
カスタマーサービス部

危険品ラベル表記ルール改定(猶予期間満了)のご案内

拝啓 時下ますますご清栄の段 心よりお慶び申し上げます。平素より当社サービスをご利用頂き、誠にありがとうございます。

平成 25 年 1 月 1 日より新設／施行されております輸送物への UN 番号表記の【最低高さ要件】が、来る平成 25 年 12 月 31 日に猶予期間を満了し、下記基準を満たす表示が求められます。

<(IMDG コード Amdt.36-12,5.2.1.)危規則第 8 条第 1 項に基づき、告示第 7 条の 3 第 1 項の規定>

輸送物(危険物を収納する容器包装)への国連番号表示のサイズは、「UN」の文字も含めて、高さが 12mm 以上でなければならない。ただし、容器包装の許容容量が 30 L 又は許容質量が 30 kg 以下の場合(高压ガスシリンダーにあってはその容積が 60L 以下の場合)は 6 mm 以上の高さ、また、5 L 又は 5 kg 以下の場合には妥当なサイズで表示しなければならない。

**PROPER SHIPPING NAME ならびに CHEMICAL NAME は上記基準の適用外となる。

上記、公示内容をご確認いただき、ご出荷時にラベリングしていただく危険品ラベルの UN 番号の文字が基準外のサイズとならないようご注意ください。なにとぞご理解ご協力の程、宜しくお願ひ申し上げます。

ご不明の点がございました場合は、弊社営業担当もしくはカスタマーサービスまで、お問い合わせいただけますよう、お願ひ申し上げます。

敬具